

掛川市条例第11号

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例

掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第6条中「必要がある者として政令第6条第1項で定める者」を「必要がある者」に、「第5号まで」を「第6号まで」に改め、同条第1号中「第5号」の次に「、第6号」を加え、同条第2号アを次のように改める。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、市の区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 21万4,000円

第6条第2号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が市営住宅の家賃、損害賠償金等の未納者（市長が特別の事情があると認める者を除く。第56条において同じ。）でないこと。

第6条に次の4項を加える。

2 前項の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、市営住宅に入居しようとする者の心身の状況、市の区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、市長が特に認める者

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 市長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

5 第2項の規定により入居者となることができる者が入居する住戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）は、40平方メートル以下とする。ただし、市の区域内の住宅事情その他の事情を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

第7条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第2号から第5号まで」を「同項第2号から第6号まで」に改める。

第12条第1項中「、省令第10条で定めるところにより」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号に規定する金額を超える場合

(2) 省令第10条第1項第2号に該当する場合

(3) 同居させようとする者が暴力団員である場合

第28条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

第51条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第56条に次の1号を加える。

- (5) 市営住宅の家賃、損害賠償金等の未納者でないこと。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。